

## 美咲町障害福祉サービス支給決定基準

(趣旨)

### 1. 支給決定基準趣旨

この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害福祉サービスを利用する場合に、美咲町の支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」を設けるとともに、その障害支援区分及び支給決定の勘案事項等に基づき、支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を設けて行うことが必要となることから、障害支援区分及び勘案事項等に基づく支給決定基準の考え方を整理するものである。

(障害支援区分、基準支給量、支給決定の考え方)

### 2. 障害福祉サービスについての考え方

#### (1) 障害支援区分

障害支援区分は、次に掲げる用途に用いられる。

- ①障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、美咲町がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ
- ②生活介護や療養介護等のサービス利用対象者の要件
- ③国からの市町村に対するホームヘルプサービス等の国庫負担基準

#### (2) 基準支給量

ア 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）については、障害支援区分ごとの支給量を算出し、さらに、介護者の状況等の勘案事項から支給量の調整を行い、基準支給量を設定する。

イ 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、国から示されている月の利用日数（当該月の日数から8を差し引いた日数）を基準支給量とする。ただし、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成18年7月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合について、支給日数を増やすことは可能とする。

ウ 入所・居住系サービス（療養介護、施設入所支援、共同生活援助）及び地域相談支援については、各月の日数が利用日数となることから、当該月の日数を基準支給量とする。

エ 短期入所については、一時的、緊急避難的要素が強いものとして位置付けられているため、基本支給量内には算定せず、原則として10日以内を支給量とするものとする。ただし、短期入所の性質上やむを得ない事情により利用が必要と認められる場合のみ、一時的に支給量を増やすことは可能とする。

#### (3) 支給決定

ア 支給決定は、障害支援区分ごとの基準支給量、家族等の介護者の状況や社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、サービスの利用意向（利用希望サービス、利用希望量、週の利用スケジュール等）サービス利用計画案を作成した場合は計画案に基づき、サービスの種類、支給量、支給決定期間を個別に決定する。

イ 支給決定に当たっては、支給基準量を支給決定の上限として、サービスの利用希望量が規定する基準支給量の範囲内であれば希望どおり支給決定を行い、利用希望量が基準支給量を超える場合は、久米郡障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）に意見を聴いて支給決定を行う。

(支給決定基準)

### 3. サービスごとの支給決定基準

#### (1) 居宅介護

障害支援区分 1 以上（障害児は障害支援区分の認定を行わないが、これに相当する支援の度合い。）の者について、各障害支援区分の支給量は下記のとおりとする。

ただし、通院等介助（身体介護を伴うもの）の対象者は、障害支援区分 2 以上の者で障害支援区分認定調査項目のうち、

- ①「歩行」：「全面的な支援が必要」
  - ②「移乗」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
  - ③「排尿」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
  - ④「排便」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
  - ⑤「移動」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
- のいずれか一つ以上に設定されている者とする。

なお、障害児については、障害の種類や程度の把握のために次に掲げる 5 領域 11 項目の調査を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

A「食事」

B「排泄」

C「入浴」

D「移動」

E「行動障害および精神症状」

E－1 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。

E－2 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）

E－3 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。

E－4 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。

E－5 再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。

E－6 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。

E－7 学習障害のため、読み書きが困難。

また、居宅介護のうち障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、上記の調査を行った上で、障害者に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」及び「排便」について支援が必要と想定されるかどうかを町が判断する。

#### <居宅介護対象者>

| 障害支援区分     | 区分 1  | 区分 2  | 区分 3  | 区分 4   | 区分 5   | 区分 6<br>(通所サー<br>ビス併用) | 児童    |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|------------------------|-------|
| 国庫負担基準（単位） | 3,100 | 4,010 | 5,890 | 11,070 | 17,730 | 25,500<br>(22,450)     | 9,950 |
| 身体介護提供可能時間 | 8     | 10    | 15    | 28     | 44     | 64<br>(56)             | 25    |

|            |    |    |    |    |    |              |    |
|------------|----|----|----|----|----|--------------|----|
| 家事援助提供可能時間 | 16 | 21 | 30 | 57 | 90 | 130<br>(114) | 51 |
|------------|----|----|----|----|----|--------------|----|

| 障害支援区分                           | 区分 1  | 区分 2  | 区分 3  | 区分 4   | 区分 5   | 区分 6<br>(通所サ<br>ビス併用) | 児童     |
|----------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|-----------------------|--------|
| 国庫負担基準（単位）                       | 6,410 | 7,270 | 9,190 | 14,320 | 20,980 | 28,800<br>(22,450)    | 13,270 |
| 通院等介助（身体介護<br>を伴うもの）提供可能<br>時間   |       | 18    | 23    | 36     | 52     | 72<br>(56)            | 33     |
| 通院等介助（身体介護<br>を伴わないもの）提供<br>可能時間 |       | 37    | 47    | 73     | 107    | 106<br>(114)          | 68     |
| 通院等乗降介助<br>提供可能回数                | 63    | 72    | 91    | 141    | 206    | 283<br>(221)          | 131    |

## （２）重度訪問介護

障害支援区分４以上で、二肢以上に麻痺があり障害支援区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者及び障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上ある者について、各障害支援区分の支給量は次のとおりとする。１５歳以上の児童に対しては、児童福祉法第６３条の３の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、美咲町に通知した場合に障害者と同様の手続きに準じて設定等行うこととする。

< 重度訪問介護対象者 >

| 障害支援区分                      | 区分 3   | 区分 4   | 区分 5   | 区分 6   |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 国庫負担基準（単位）                  | 23,110 | 28,940 | 36,270 | 62,050 |
| 重度訪問介護提供可能時間                | 42     | 82     | 66     | 113    |
| 国庫負担基準（単位）                  | 13,920 | 14,620 | 15,290 | 22,910 |
| 重度訪問介護提供可能時間<br>（介護保険給付対象者） | 26     | 27     | 28     | 42     |

（３）行動援護

障害支援区分 3 以上（児童は障害支援区分の認定を行わないが、これに相当する支援の度合い。）で、障害支援区分認定調査項目のうち行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する 1 2 項目の調査を行い、合計得点が 1 0 点以上である知的障害・精神障害のある者及び児童について、各障害支援区分の支給量は次のとおりとする。

< 行動援護対象者 >

| 障害支援区分     | 区分 3<br>(通所サービス<br>併用) | 区分 4<br>(通所サービス<br>併用) | 区分 5<br>(通所サービス<br>併用) | 区分 6<br>(通所サービス<br>併用) | 児童     | 区分 3～6<br>の介護保<br>険給付対<br>象者 |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------|------------------------------|
| 国庫負担基準（単位） | 15,680<br>(11,960)     | 21,230<br>(15,580)     | 28,100<br>(19,780)     | 36,520<br>(23,840)     | 19,950 | 8,820                        |
| 行動援護提供可能時間 | 36<br>(28)             | 49<br>(36)             | 65<br>(46)             | 84<br>(55)             | 46     | 21                           |

（４）同行援護

同行援護アセスメント調査票の項目中、「1 視力障害」「2 視野障害」「3 夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「4 移動障害」の点数が「1 点以上」の者または障害児について、支給量は次のとおりとする。（障害支援区分の認定は不要）

< 同行援護対象者 >

| 障害支援区分     | 区分 1～区分 6 | 児童     |
|------------|-----------|--------|
| 国庫負担基準（単位） | 13,870    | 13,870 |
| 同行援護提供可能時間 | 46        | 46     |

（５）重度障害者等包括支援

障害支援区分 6 で意思疎通に著しい困難を有する者であって、

- ① 重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態で人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度知的障害である者、
- ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目(1 2 項目)等の合計点数が 1 0 点以上である者
- ③ 児童であって、審査会において重度障害者等包括支援の対象となることが相当であると判定された児童について支給量は次のとおりとする。

< 重度障害者等包括支援 >

| 障害支援区分           | 区分 6   | 区分 6 の介護保険給付対象者 |
|------------------|--------|-----------------|
| 国庫負担基準（単位）       | 96,480 | 67,680          |
| 重度障害者等包括支援提供可能単位 | 96,480 | 67,680          |

< 重度障害者等包括支援給付対象者であるものが、居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護にかかるサービスを受ける場合 >

| 障害支援区分          | 区分 6   | 区分 6 の介護保険給付対象者 |
|-----------------|--------|-----------------|
| 国庫負担基準（単位）      | 74,310 | 45,510          |
| 重度障害者包括支援提供可能単位 | 74,310 | 45,510          |

（６）短期入所

障害支援区分 1 以上で、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により障害者支援施設、その他の施設へ短期間の入所を必要とする者、または障害児に必要とされる支援の度合いに応じて主務大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する児童について、支給する基準量は次のとおりとする。

| 障害支援区分 | 区分 1～6 及び児童 |
|--------|-------------|
|--------|-------------|

|      |          |
|------|----------|
| 短期入所 | 10 日以内／月 |
|------|----------|

ただし、短期入所の性質上、やむを得ない事情により利用が必要と認められる場合は、一時的に支給量を増やすこと（特例）は可能とする。

なお、長期（連続）利用日数については 30 日を限度とし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、年間利用日数が 180 日を超えないようにしなければならない。

また、障害児の短期入所については、5 領域 11 項目の調査をもとに次のとおり区分を適用する。

※短期入所の区分

【区分 3】調査項目 A～D のうち、「全介助」が 3 項目以上又は E の項目のうち「ほぼ毎日」が 1 項目以上

【区分 2】調査項目 A～D のうち、「全介助」若しくは「一部介助」が 3 項目以上又は E の項目のうち「週に 1 回以上」が 1 項目以上

【区分 1】区分 3 又は 2 に該当しない児童で、調査項目 A～D のうち「一部介助」又は「全介助」が 1 項目以上

（7）生活介護

生活介護（☆）

障害支援区分 3（併せて施設入所支援を行う場合は区分 4）以上、50 歳以上は区分 2（併せて施設入所支援を行う場合は区分 3）以上である者について、支給する基準量は次のとおりとする。

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 障害支援区分 | 50 歳未満は区分 3 以上（入所の 50 歳未満は区分 4 以上） |
|        | 50 歳以上は区分 2 以上（入所の 50 歳以上は区分 3 以上） |
| 生活介護   | 当該月の日数から 8 を差し引いた日数／月              |

（8）療養介護

障害支援区分 6 で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、又は障害支援区分 5 以上に該当し、①重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者②医療的ケアの判定スコアが 16 点以上の者③障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアスコアが 8 点以上の者④遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者のいずれかに該当する者について、支給する基準量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分 5 以上  |
| 療養介護   | 当該月の日数／月 |

（9）自立訓練

ア 機能訓練（☆）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障害のある者について、支給する基準量は次のとおりとする。（障害支援区分の認定は不要）

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし                |
| 機能訓練   | 当該月の日数から 8 を差し引いた日数／月 |

イ 生活訓練（☆）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上のため支援が必要な知的障害・精神障害のある者について、支給する基準量は次のとおりとする。（障害支援区分の認定は不要）

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし                |
| 生活訓練   | 当該月の日数から 8 を差し引いた日数／月 |

### (10) 就労移行支援 (☆)

65歳未満の者または65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院等により障害福祉サービスの支給決定を受けていない期間を除く）引き続き障害福祉サービスの支給決定を受け、かつ65歳に達する前日に就労移行支援の支給決定を受けていた者に限る）で、①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技能の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者③通常の事業所に雇用されており、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは給食からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者について、基準支給量は次のとおりとする。（障害支援区分の認定は不要）

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし              |
| 就労移行支援 | 当該月の日数から8を差し引いた日数／月 |

### (11) 就労継続支援

#### ア A型 (☆)

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院等により障害福祉サービスの支給決定を受けていない期間を除く）引き続き障害福祉サービスの支給決定を受け、かつ65歳に達する前日に就労継続支援A型の支給決定を受けていた者に限る）又は通常の事業所に雇用されており、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは給食からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者について、基準支給量は次のとおりとする。（障害支援区分の認定は不要）

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 障害支援区分   | 区分要件なし            |
| 就労継続支援A型 | 当該月の日数から8を差し引いた日数 |

#### イ B型 (☆)

- ① 企業等や雇用型での就労経験がある者で年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者、②50歳に達している者または障害年金1級受給者、③①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題の把握が行われている本事業の利用希望者④障害者支援施設に入所する者（「新規の入所希望者以外の者」）については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者⑤通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは給食からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者について、基準支給量は次のとおりとする。（障害支援区分の認定は不要）

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 障害支援区分   | 区分要件なし            |
| 就労継続支援B型 | 当該月の日数から8を差し引いた日数 |

### (12) 施設入所支援

①生活介護を受けている者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者②自立訓練又は就労移行支援を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者③生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者④就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者（③又は④においては「新規の入所希望者以外の者」）基準支給量は次のとおりとする。

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 障害支援区分 | 区分4以上（50歳以上は区分3以上） |
| 施設入所支援 | 当該月の日数／月           |

### （13）共同生活援助

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を必要とし、又はこれに合わせて居宅における自立した日常生活への意向を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の援助が必要な障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、65歳に達した日以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としない）の基準支給量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 共同生活援助 | 当該月の日数／月 |

### （14）地域移行支援

障害支援区分にかかわらず、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 地域移行支援 | 当該月の日数／月 |

### （15）地域定着支援

障害支援区分にかかわらず、①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者②居宅において家族と同居しているが、当該家族等が障害、疾病等のため、家族等からの緊急時の支援が見込めない状況にある者③居宅において家族と同居しており、当該家族に障害、疾病がない場合でも、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害の状態にある等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 地域定着支援 | 当該月の日数／月 |

### （16）就労定着支援

障害支援区分にかかわらず、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であつて、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用されている者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として就労移行支援を利用した場合は復職した日から起算して6月）を経過した者について、基準支給量は次のとおりとする。なお、暫定支給決定を行わずに支給決定を行う。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 就労定着支援 | 当該月の日数／月 |

### （17）自立生活援助

障害支援区分にかかわらず、障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等の



ため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者、同居する家族に障害、疾病がない場合でも、地域移行支援を利用して退院・退所した精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害の状態にある等、地域生活を営むための支援を必要としている者であって、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に援助が必要な者について、基準支給量は次のとおりとする。

|        |          |
|--------|----------|
| 障害支援区分 | 区分要件なし   |
| 自立生活援助 | 当該月の日数／月 |

#### （１８）その他

☆印のついている事業の月利用日数（日）については、「通所施設を利用する場合の利用日数の取り扱いに係る事務処理等について」（平成１８年７月２５日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。

上記３（１）～（７）までのサービスについて、介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号）適用者（介護保険の被保険者である６５歳以上の障害者で要介護状態又は要支援者状態の者（４０歳以上６５歳未満の場合は、その要介護状態または要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の上の変化に起因する特定疾患によって生じたもの））に対する支給決定の考え方は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成１９年３月２８日／障企発第０３２８００２号／障障発第０３２８００２号／厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長通知）」による基準を適用し、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用させるのではなく、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、基準支給量の範囲内で支給決定することができる。

#### （勘案すべき事項）

#### ４．勘案事項

サービスごとに勘案事項の基本項目を設定し、本人の状況や介護状況等について把握する。調査項目は希望するサービスにより必要な項目を調査し、また、認定調査の概況調査によって支給決定に必要な内容が把握されている場合は、別に調査を行う必要はないものとする。

#### ○調査項目

| 勘案事項   | 調査項目                                                                                                  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域生活関連 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出の頻度・状況</li> <li>・ 社会活動の参加の状況</li> <li>・ 通所通院の状況</li> </ul> |
| 就労関連   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労状況</li> <li>・ 就労経験の有無</li> <li>・ 就労希望の有無</li> </ul>        |
| 日中活動関連 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中活動の主な場所</li> </ul>                                         |
| 介護者関連  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護者の有無</li> </ul>                                            |

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
|      | ・ サービス利用協力（調整）者の有無（サービス提供事業者を除く） |
|      | ・ 介護者の健康状態                       |
|      | ・ 利用者以外の同居障害者（要介護者）等             |
| 居住関連 | ・ 生活の場所                          |
|      | ・ 居住環境及び周辺環境                     |
| その他  |                                  |

介護者の病気等による入院のために一時的に支給量を超えるサービスを受ける必要がある場合や、現状の支給量で3か月を目安にサービス提供を行い、なお支給量が不足する場合など支援の必要性があると認められる場合は、上記4の地域生活関連や居住関連の調査項目等を勘案した上で、基準支給量を超えて必要量を支給決定することも可能とする。

ただし、この場合の支給決定は3か月を超えない期間で決定することとし、3か月を超えて引き続き利用を必要とすることが予測される場合には、下記6の支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）のとおりに、審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を決定する。

なお、その間に緊急やむを得ず支給決定が必要とされる場合には、特例介護給付費の対象とする。

特例介護給付費の支給有効期間は、特例介護給付費の支給を開始した日が属する月の翌々月の末日までとし、介護給付費が支給決定された場合は、支給決定を開始する日の前日までとする。

重度訪問介護、重度障害者等包括支援のサービスを受けようとする18歳未満の児童については、児童相談所の意見、通知を必要とする。

居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援について、派遣すべき従業者は原則1人の障害児（者）に対し、1人の従業者とするが、次に掲げる項目に該当する場合は、2人派遣を可能とする。

|                |                                                |
|----------------|------------------------------------------------|
| 障害児（者）本人に関する要因 | ・ 身体的状況（身長、体重の要因）により、1人派遣では困難と判断されるもの          |
|                | ・ 精神的状況（暴力、性的嫌がらせ等）により1人派遣では困難と判断されるもの         |
| 介護提供場所に関する要因   | ・ 段差、手すり等必要な改修がなされていないことなどにより、1人派遣では困難と判断されるもの |

#### （非定型支給決定）

#### 6. 支給決定基準と乖離する支給決定（「非定型」の支給決定）

個々の障害のある人の事情に応じ、支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合には、支給決定案とともに、支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由を附して審査会等へ意見を聴くこととする。

##### （1）「非定型」の判断基準

サービス利用希望が町の定める支給決定基準と乖離するものであって、サービス利用計画の作成に当たり、3か月を超えて引き続きサービス利用が必要であると認めるもの。

なお、心身の状態の変化により支給決定基準と乖離し「非定型」として判断されるものについては、心身の状態の変化に係る専門的見解について、医療機関や児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等専門機関の意見を聴くこととする。

##### ○「非定型」の判断材料（例）

- ・ サービス利用計画及び過去3か月間のサービス利用状況
- ・ 補装具及び日常生活用具の交付状況、移動支援等利用状況
- ・ 住宅のバリアフリーの整備状況

- ・世帯構成
- ・医療機関や児童相談所等専門機関の意見（心身の状態の変化により支給決定基準と乖離し「非定型」として判断されるものに限る。）

（２）審査会等での検討

審査会は、町より「非定型」としての支給決定に対して、その要否について意見を求められた場合は、下記の資料や当該支給決定要否決定に係る障害のある人等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴いて意見を述べることとなっており、美咲町はこれら審査会等の意見を踏まえ支給決定を行う。

○支給要否決定にあたり審査会等で必要とされる資料等（例）

- ・支給決定案
- ・支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由
- ・当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見

（３）経過措置

平成１８年１０月からの支給決定に当たって、「非定型」の支給決定を行う必要がある場合、既に支給決定案の支給量と同量のサービスを利用している者については、経過措置として審査会へ諮ることなく、従来の決定量をもって決定を行うことも可能とする。ただし、新たにサービス量の増を希望する者についてはこの限りではない。

(不服申立て)

## 7. 岡山県への不服申立て

### (1) 概要

障害者総合支援法においては、美咲町が行った支給決定等について不服がある障害者等は、岡山県知事に対して審査請求をすることができるとされ、岡山県では、法第98条第1項の規定に基づき条例（平成18年岡山県条例第26号）を制定し、「岡山県障害者介護給付費等不服審査会」を設置している。（当該不服審査会への付議は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②その他知事が不服審査会の審査を要しないと認める場合は行わないとしている。）

#### ○審査請求先等

| 審査請求先             | 合議体名称 | 管轄地域                         |
|-------------------|-------|------------------------------|
| 岡山県障害者介護給付費等不服審査会 | 岡山県   | 岡山県内市町村<br>(審査請求は岡山県美作県民局経由) |

※審査請求書は、処分庁（美咲町）を経由して提出することもできる。

### (2) 審査請求の対象となる処分

#### ア 障害支援区分に関する処分

- ・障害支援区分の認定（法第21条第1項）
  - ・障害支援区分の変更認定（法第24条第4項）
- ※訓練等給付の支給決定に際して設定する「スコア」は、審査請求の対象とならない。

#### イ 支給決定に係る処分

- ・介護給付費等の支給要否決定（法第22条第1項）
- ・地域相談支援給付費等の給付要否決定（法第51条の7第1項）
- ・支給決定（障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定）（法第22条第7項）
- ・支給決定の変更の決定（法第24条第2項）
- ・支給決定の取消しの決定（法第25条第1項）
- ・地域相談支援給付決定（地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の決定）（法第51条の7第7項）
- ・介護給付費（法第29条第1項）
- ・特例介護給付費（法第30条第1項）
- ・訓練等給付費（法第29条第1項）
- ・特例訓練等給付費（法第30条第1項）
- ・地域相談支援給付費（法第51条の14第1項）
- ・特例地域相談支援給付費（法第51条の15第1項）

#### ウ 利用者負担に係る処分

- ・利用者負担の月額上限に関する決定（法第29条第4項）
- ・利用者負担の災害減免等の決定（法第31条）
- ・高額障害福祉サービス費等給付費の給付決定（法第76条の2第1項）
- ・特定障害者特別給付費（法第34条第1項）
- ・特例特定障害者特別給付費（法第35条第1項）

※社会福祉法人等利用者負担軽減措置は、法に基づく処分ではないため、その対象者の認定は審査請求の対象とはならない。

### (3) 審理の留意点

#### ア 関係法令、処分を行った町の支給決定基準等に照らして審査を行う。

支給決定については、基本的に町の支給決定基準が公平かつ適正に適用されているかどうかを中心に審査を行う。

#### イ 審理については、審査請求時点ではなく、原処分が行われた時点での事実関係について行う。

(改正履歴)

施行期日：平成 21 年 4 月 1 日

報酬及び国庫負担基準改定による見直し

施行期日：平成 23 年 10 月 1 日

同行援護の追加

施行期日：平成 24 年 4 月 1 日

障害者自立支援法改正・報酬及び国庫負担基準改定による見直し

施行期日：平成 31 年 4 月 1 日

障害者総合支援法の一部改正・報酬及び国庫負担基準改定による見直し

施行期日：令和 3 年 4 月 1 日

報酬及び国庫負担基準改定による見直し

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

障害者総合支援法の一部改正・報酬及び国庫負担基準改定による見直し